

平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社スーパー大栄  
代表者名 代表取締役社長 北山 茂樹  
(コード：9819)  
問合せ先 専務取締役管理本部長 阪本 博美  
(TEL. 093-602-2770)

## 決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 44 期定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として決算期（事業年度の末日）等の変更を行うことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 決算期変更の目的

当社の事業年度は「毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで」と定めておりますが、親会社である株式会社イズミの事業年度と統一することで、経営全般にわたって、より効率的な事業運営を行うため、事業年度を「毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日まで」に変更いたします。これに伴い、現行定款第 12 条（基準日）、第 13 条（招集）、第 42 条（事業年度）及び第 43 条（剰余金の配当）、第 44 条（中間配当）につき所要の変更を行うものであります。

また、今後の事業の多様化に備え、現行定款第 2 条（目的）に追加するものであります。

#### 2. 決算期変更の内容

現 在：毎年 3 月 31 日

変更後：毎年 2 月末日

事業年度の変更に伴い、第 45 期事業年度は平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 2 月末日までの 11 ヶ月の決算期間となります。そのため、経過措置として、新たに附則を設けるものであります。

#### 3. 決算期変更に伴う今後の業績見通し

第 45 期（平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 2 月末日）の業績予想及び配当予想につきましては、平成 27 年 5 月 15 日に開示予定の平成 27 年 3 月期決算短信で公表する予定です。

4. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～5. (条文省略) (新設)</p> <p><u>6. ～16.</u> (条文省略)</p> <p>第3条～第11条 (条文省略) (基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とすることができる。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6月</u>に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。</p> <p>第14条～第41条 (条文省略) (事業年度)</p> <p>第42条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第43条 剰余金の配当は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. ～5. (現行どおり)</p> <p><u>6. 前払式証票の発行及び販売並びに上記1. 3. 5. の商品の通信販売及び割賦販売業務</u></p> <p><u>7. ～17.</u> (現行どおり)</p> <p>第3条～第11条 (現行どおり) (基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年<u>2月末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とすることができる。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年<u>5月</u>に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。</p> <p>第14条～第41条 (現行どおり) (事業年度)</p> <p>第42条 当社の事業年度は、毎年<u>3月1日</u>から翌年<u>2月末日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第43条 剰余金の配当は、毎年<u>2月末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。</p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当金)</p> <p>第 44 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第 45 条 (条文省略) (新設)</p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第 44 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>8月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第 45 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条</u> <u>第 42 条の規定にかかわらず、第 45 期の事業年度は平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 2 月末日までとする。</u></p> <p><u>第 2 条</u> <u>第 44 条の規定にかかわらず、第 45 期の事業年度の中間配当の基準日は、平成 27 年 9 月 30 日とする。</u></p> <p><u>第 3 条</u> <u>附則は、平成 28 年 2 月末日まで有効であり同日の経過をもって無効とし削除する。</u></p>

5. 変更日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)

平成 27 年 6 月 26 日 (金)

定款変更の効力発生日 (予定)

平成 27 年 6 月 26 日 (金)

以上